

保 税 蔵 置 場 許 可 失 効 公 告

関税法第47条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 3 月 4 日

函 館 税 関 長 鶴 卷 嘉 一

記

1. 被許可者の住所及び名称
東京都江東区永代二丁目37番28号
東洋冷蔵株式会社
(法人番号3010601030301)
2. 保税蔵置場の名称及び所在地 (管轄官署：札幌税関支署)
東洋冷蔵株式会社 八軒工場 保税蔵置場
札幌市西区八軒十条西十二丁目1番21号
3. 許可の失効原因
廃業
4. 許可失効年月日
平成31年 3 月 3 1 日